

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者自己点検シート
(一部ユニット型)

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業者の員数	(1) (医師) ① 1人以上となっていますか。	基準条例第136条第1項第1号	☐	☐	
	(2) (生活相談員) ① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 (例) 利用者100人まで 常勤換算方法で 1人 利用者100人超～200人 常勤換算方法で 2人 ② 1人以上は、常勤ですか。 ※ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではありません。	基準条例第136条第1項第2号第5項	☐	☐	
	(3) (看護職員又は介護職員) ① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 ② 看護職員、介護職員のそれぞれ1人以上は、常勤ですか。 ※ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではありません。	基準条例第136条第1項第3号第5項	☐	☐	
	(4) (栄養士) ① 1人以上となっていますか。 ※ただし、利用定員が40人を超えない場合にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えありません。	基準条例第136条第1項第4号第1項	☐	☐	
	(5) (機能訓練指導員) ① 1人以上となっていますか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(※)を配置していますか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	基準条例第136条第1項第5号第6項	☐	☐	
	(6) (調理員その他の従業者) ① 実情に応じた適当数となっていますか。	基準条例第136条第1項第6号	☐	☐	
	(7) (利用者の数) ① 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。 ※ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定していますか。	基準条例第136条第3項	☐	☐	
管理者	(1) ① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ② 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名: () 職種名: () 勤務時間: ()	基準条例第155条	☐	☐	

(注) 事業所にある既存の「1日ごとの利用者数実績(前月1月分)」及び「勤務表(前月1月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
Ⅱ 設備基準					
利用定員等	① 利用定員を20人以上としていますか。 ② 専用の居室を設けていますか。 ※併設事業所の場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えありません。	基準条例第123条第1項第2項第3項	☐	☐	
建築物	① 建物（利用者の日常生活のために使用しない附属物の建物を除く。）は、建築基準法第2条第九号の2に規定する耐火建築物ですか。 ※ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第九号の3に規定する準耐火建築物でも差し支えありません。 ② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は、準耐火建築物とすることを要しません。 1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生する恐れがある箇所における防災区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	基準条例第138条第1項第2項	☐	☐	
設備及び備品等・構造設備の基準	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては第158条に、それ以外の部分にあっては第138条に定めるところとなっていますか。 ※ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備でも差し支えありません。	基準第140条の16第1項（経過措置）	☐	☐	
設備及び備品等（ユニット部分）	① 以下に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けなくても差し支えありません。 ① ユニット ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 ② 併設事業所の場合にあっては、上記にかかわらず、効率的運営が可能であり、かつ、入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の②から⑦に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することは差し支えありません。	基準条例第158条第3項第4項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
(ユニット)	(1)	(居室) ① 一の居室の定員は、1人となっていますか。 ※ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。 ② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていますか。 ③ 一のユニットの利用定員は、おおむね10人以下となっていますか。 ④ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。 ※ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えありません。 ⑤ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。	基準条例第158条第6項第1号イ	☐	☐	
	(2)	(共同生活室) ① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。 ② 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としていますか。 ③ 必要な設備及び備品を備えていますか。	基準条例第158条の4第6項第1号ロ	☐	☐	
	(3)	(洗面設備) ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 ② 要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例第158条の4第6項第1号ハ	☐	☐	
	(4)	(便所) ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 ② 要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例第158条の4第6項第1号ニ	☐	☐	
(浴室)		要介護者が入浴するのに適したものですか。	基準条例第158条の4第6項第2号	☐	☐	
設備及び備品等 (ユニット以外)		① 以下に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えありません。 ① 居室				

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(2)	（食堂及び機能訓練室） ① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※①にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えありません。	基準条例 第138条 第6項第2号 イ、ロ	☐	☐	
	(3)	（浴室） ① 要介護者が入浴するのに適したものですか。	基準条例 第138条 第6項第3号	☐	☐	
	(4)	（便所） ① 要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例 第138条 第6項第4号	☐	☐	
	(5)	（洗面設備） ① 要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例 第138条 第6項第5号	☐	☐	
構造設備 の基準 （ユニット 部分）	(1)	① 廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。 ② 中廊下の幅は2.7メートル以上となっていますか。 ※廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にある場合は、1.8メートル以上）として差し支えありません	基準条例 第158条 第7項第1号	☐	☐	
	(2)	① 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。	基準条例 第158条 第7項第2号	☐	☐	
	(3)	① 階段の傾斜を緩やかにしていますか。	基準条例 第158条 第7項第3号	☐	☐	
	(4)	① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	基準条例 第158条 第7項第4号	☐	☐	
	(5)	① ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けていますか。 ※ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。	基準条例 第158条 第7項第5号	☐	☐	
構造設備 の基準 （ユニット 以外）	(1)	① 廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。 ② 中廊下の幅は2.7メートル以上となっていますか。	基準条例 第138条 第7項第1項	☐	☐	
	(2)	① 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。	基準条例 第138条 第7項第2項	☐	☐	
	(3)	① 階段の傾斜を緩やかにしていますか。	基準条例 第138条 第7項第3項	☐	☐	
	(4)	① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	基準条例 第138条 第7項第4項	☐	☐	
	(5)	① 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けていますか。 ※ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。	基準条例 第138条 第7項第5項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
Ⅲ 運営基準					
内容及び手続きの説明・同意	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止等の人権擁護の取扱等	基準条例第139条	☐	☐	
開始及び終了	① 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にサービスを提供していますか。 ② 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	基準条例第140条第1項第2項	☐	☐	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準条例第10条（準用）	☐	☐	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準条例第11条（準用）	☐	☐	
受給資格等の確認	① 被保険者証等の確認を行っていますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	基準条例第12条（準用）	☐	☐	
要介護認定の申請に係る援助	① 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 ② 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準条例第13条（準用）	☐	☐	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準条例第14条（準用）	☐	☐	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	基準条例第16条（準用）	☐	☐	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準条例第17条（準用）	☐	☐	
サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	基準条例第20条（準用）	☐	☐	
利用料等の受領	ユニット部分にあっては基準第140条の6に、それ以外の部分にあっては基準第127条に定めるところとなっていますか。	基準第140条の18（経過措置）	☐	☐	
利用料等の受領（ユニット部分）	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準条例第159条第1項	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	基準条例第159条第2項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(3)	上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはいませんか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 特別な居室の提供に伴う費用 ④ 特別な食事の提供に伴う費用 ⑤ 送迎に要する費用 ⑥ 理美容代 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	基準条例第159条第3項	☐	☐	
	(4)	①～④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」によっていますか。	基準条例第159条第4項	☐	☐	
	(5)	(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ただし、①～④に掲げる費用にかかる同意については文書によります。	基準条例第159条第5項	☐	☐	
利用料等の受領（ユニット以外）	(1)	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準条例第141条第1項	☐	☐	
	(2)	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	基準条例第141条第2項	☐	☐	
	(3)	上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはいませんか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 特別な居室の提供に伴う費用 ④ 特別な食事の提供に伴う費用 ⑤ 送迎に要する費用 ⑥ 理美容代 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	基準条例第141条第3項	☐	☐	
	(4)	①～④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」によっていますか。	基準条例第141条第4項	☐	☐	
	(5)	(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ただし、①～④に掲げる費用にかかる同意については文書によります。	基準条例第141条第5項	☐	☐	
保険給付の請求のための証明書の交付		法定代理受領サービスではない、サービス提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準条例第22条（準用）	☐	☐	
指定短期入所生活介護の取扱方針		ユニット部分にあつては第160条に、それ以外の部分にあつては第142条に定めるところとなっていますか。	基準第140条の19（経過措置）	☐	☐	
指定短期入所生活介護の取扱方針（ユニット部分）	(1)	利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っていますか。	基準条例第160条第1項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(2)	各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。	基準条例第160条第2項	☐	☐	
	(3)	利用者のプライバシーの確保に配慮して行っていますか。	基準条例第160条第3項	☐	☐	
	(4)	利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っていますか。	基準条例第160条第4項	☐	☐	
	(5)	サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準条例第160条第5項	☐	☐	
	(6)	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	基準条例第160条第6項	☐	☐	
	(7)	(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準条例第160条第7項	☐	☐	
	(8)	自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準条例第160条第8項	☐	☐	
指定短期入所生活介護の取扱方針（ユニット以外）	(1)	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。	基準条例第142条第1項	☐	☐	
	(2)	相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	基準条例第142条第2項	☐	☐	
	(3)	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準条例第142条第3項	☐	☐	
	(4)	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	基準条例第142条第4項	☐	☐	
	(5)	(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。	基準条例第142条第5項	☐	☐	
	(6)	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準条例第142条第6項	☐	☐	
短期入所生活介護計画の作成	(1)	管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。	基準条例第143条第1項	☐	☐	
	(2)	短期入所生活介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。	基準条例第143条第2項第1号	☐	☐	
	(3)	短期入所生活介護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	基準条例第143条第2項第2号	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(4)	短期入所生活介護計画書を利用者に交付していますか。	基準条例第143条第2項第3号	☐	☐	
	(5)	指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、提供するよう努めていますか。	岐阜県居宅サービス等基準要綱 第3の8(3)オ	☐	☐	
介護		ユニット部分にあつては第161条に、それ以外の部分にあつては第144条に定めるところとなっていますか。	基準第140条の20（経過措置）	☐	☐	
介護 （ユニット部分）	(1)	各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。	基準条例第161条第1項	☐	☐	
	(2)	利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	基準条例第161条第2項	☐	☐	
	(3)	利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。 ※ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えありません	基準条例第161条第3項	☐	☐	
	(4)	利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。	基準条例第161条第4項	☐	☐	
	(5)	おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。	基準条例第161条第5項	☐	☐	
	(6)	(1)から(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。	基準条例第161条第6項	☐	☐	
	(7)	常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	基準条例第161条第7項	☐	☐	
	(8)	利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	基準条例第161条第8項	☐	☐	
介護 （ユニット以外）	(1)	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行われていますか。	基準条例第144条第1項	☐	☐	
	(2)	1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。	基準条例第144条第2項	☐	☐	
	(3)	利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	基準条例第144条第3項	☐	☐	
	(4)	おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。	基準条例第144条第4項	☐	☐	
	(5)	上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	基準条例第144条第5項	☐	☐	
	(6)	常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	基準条例第144条第6項	☐	☐	
	(7)	利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	基準条例第144条第7項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
食事		ユニット部分にあっては第162条に、それ以外の部分にあっては第145条に定めるところとなっていますか。	基準 第140条の21 (経過措置)	☐	☐	
食事 (ユニット部分)	(1)	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	基準条例 第162条 第1項	☐	☐	
	(2)	利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	基準条例 第162条 第2項	☐	☐	
	(3)	利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。	基準条例 第162条 第3項	☐	☐	
	(4)	利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	基準条例 第162条 第4項	☐	☐	
食事 (ユニット以外)	(1)	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。	基準条例 第145条 第1項	☐	☐	
	(2)	利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。	基準条例 第145条 第2項	☐	☐	
機能訓練		利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	基準条例 第146条	☐	☐	
健康管理		医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。	基準条例 第147条	☐	☐	
相談及び援助		常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	基準条例 第148条	☐	☐	
その他のサービスの提供		ユニット部分にあっては基準163条に、それ以外の部分にあっては第149条に定めるところとなっていますか。	基準 第140条の22 (経過措置)	☐	☐	
その他のサービスの提供 (ユニット部分)	(1)	利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	基準条例 第163条 第1項	☐	☐	
	(2)	常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	基準条例 第163条 第2項	☐	☐	
その他のサービスの提供 (ユニット以外)	(1)	教養娯楽施設等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。	基準条例 第149条 第1項	☐	☐	
	(2)	常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	基準条例 第149条 第2項	☐	☐	
利用者に 関する市 町村への 通知		利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ① サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ② 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	基準条例 第26条 (準用)	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
緊急時等の対応		利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準条例第150条	☐	☐	
管理者の業務		従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準条例第52条第1項（準用）	☐	☐	
運営規程		以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業員の職種、員数及び職務の内容 ☐ ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員 ☐ ユニットの数及びユニットごとの利用定員 ☐ ユニット部分の利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ ユニット部分以外の部分の利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の送迎の実施地域 ☐ サービス利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策 ☐ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の 手続 ☐ 苦情を処理するために講ずる措置の概要 ☐ その他運営に関する重要事項	基準第140条の23（経過措置）	☐	☐	
勤務体制の確保等		ユニット部分にあっては、第165条に、それ以外の部分にあっては第98条で準用する第101条で定めるところになっていますか。	基準第140条の23の2（経過措置）	☐	☐	
勤務体制の確保等（ユニット部分）	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	基準条例第165条第1項	☐	☐	
	(2)	① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。	基準条例第165条第2項	☐	☐	
	(3)	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。 ※ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。	基準条例第165条第3項	☐	☐	
	(4)	従業者に対して研修の機会を確保していますか。	基準条例第165条第4項	☐	☐	
勤務体制の確保等（ユニット以外）	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	基準条例第98条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。 ※ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。	基準条例第98条第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	従業者に対して研修の機会を確保していますか。	基準条例第98条第3項（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
定員の遵守	ユニット部分にあっては第166条に、それ以外の部分にあっては第152条に定めるところとなっていますか。	基準 第140条の24 (経過措置)	☐	☐	
定員の遵守 (ユニット部分)	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ※ただし、以下の場合はこの限りではありません。 ・災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合 ・利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合	基準条例 第166条	☐	☐	
定員の遵守 (ユニット以外)	利用定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ※ただし、以下の場合はこの限りではありません。 ・災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合 ・利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合	基準条例 第152条	☐	☐	
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っていますか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	基準条例 第100条 (準用)	☐	☐	
衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	基準条例 第101条 第1項 (準用)	☐	☐	
	感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。	基準条例 第100条 第2項 (準用)	☐	☐	
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準条例 第32条 第1項(準用)	☐	☐	
	前記の重要事項について、ホームページに掲載する等、周知に努めていますか。	基準条例 第32条 第2項(準用)	☐	☐	
秘密保持等	(1) 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準条例 第33条 第1項 (準用)	☐	☐	
	(2) 当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	基準条例 第33条 第2項 (準用)	☐	☐	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を扱う場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）	基準条例 第33条 第3項 (準用)	☐	☐	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	基準条例 第34条 (準用)	☐	☐	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準条例 第35条 (準用)	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
苦情処理	(1)	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	基準条例第36条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。	基準条例第36条第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	基準条例第36条第2項（準用）	☐	☐	
	(4)	提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	基準条例第36条第3項（準用）	☐	☐	
	(5)	利用者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準条例第36条第5項（準用）	☐	☐	
	(6)	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	基準条例第36条第4・6項（準用）	☐	☐	
事故発生時の対応	(1)	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無：有・無	基準条例第38条第1項第2項（準用）	☐	☐	
	(2)	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無	基準条例第38条第3項（準用）	☐	☐	
	(3)	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		☐	☐	
会計の区分		他の事業との会計を区分していますか。	基準条例第39条（準用）	☐	☐	
地域等との連携		地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	基準条例第153条	☐	☐	
記録の整備	(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準条例第154条第1項	☐	☐	
	(2)	利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準条例第154条第2項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	(1)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	基準条例第78号第137条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	自ら提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準条例第78号第137条第6項（準用）	☐	☐	
	(3)	指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	基準条例第78号第137条第2項（準用）	☐	☐	
	(4)	利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に努めていますか。	基準条例第78号第137条第3項（準用）	☐	☐	
	(5)	指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するような適切な働きかけに努めていますか。	基準条例第78号第137条第4項（準用）	☐	☐	
虐待防止		（高齢者虐待の防止） 利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法第74条第6項	☐	☐	

IV 変更の届出等

	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 併設事業所において行う旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容 ⑨ サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所	法第75条施行規則第131条第1項第8号	☐	☐	
--	---	----------------------	--------------------------	--------------------------	--